

豊橋市こども発達センター医科用電子カルテシステム再構築等業務委託
提案書作成仕様書

1 提案内容

「豊橋市こども発達センター医科用電子カルテシステム再構築等業務委託 プロポーザル実施要領」に基づき、提案者の具体的な提案内容を記載した提出書類を作成すること。提案書の作成においては「豊橋市こども発達センター医科用電子カルテシステム再構築等業務委託 業務仕様書」を参照すること。

2 提出書類

(1) 提案書（本文）

本仕様書3（1）に記載する提案要求項目について提案者の提案内容を記入した、豊橋市こども発達センター医科用電子カルテシステム再構築等業務委託 提案書（様式1）。

(2) 機能要件確認表

本仕様書4に記載する機能要件確認表記入方法に基づき、豊橋市（以下「本市」という。）が想定している機能に対して提案者の提案するパッケージでの対応状況を記入した機能要件確認表（様式2）。

(3) 費用積算表

本仕様書5に記載する費用積算表記入方法に基づき記入した、豊橋市こども発達センター医科用電子カルテシステム再構築等業務委託 費用積算表（様式3）。

3 提案書（本文）作成方法

(1) 提案要求項目

豊橋市こども発達センター医科用電子カルテシステム再構築等業務委託 提案書評価基準（別紙1）（以下「評価基準」という。）の「提案要求項目」欄を参照し、提案者の具体的な提案内容を提示すること。

(2) 様式等

(ア) 豊橋市こども発達センター医科用電子カルテシステム再構築等業務委託 提案書に記入すること。

(イ) 提案書の内容については、評価基準の「評価項目」に合わせ項番順に作成すること。

(ウ) 提出書類はA4版縦での印刷を考慮した構成とすること。また、提案書については表紙、目次等を含めてページ番号を付すること。

(エ) 提案者を識別でき得る情報（社名、ロゴ等）を使用しないこと。

(オ) 定量的に把握可能な事項については、可能な限りその数量を明記し、それが困難な場合は定性的に把握可能な表現を用いて簡潔に記述すること。また、専門知識を

有しない者でも理解できるように分かりやすい表現を用いて記述すること。

4 機能要件確認表記入方法

本市が想定している機能に対して、提案者のパッケージでの対応状況について、以下の判定基準により、「判定」欄に記入すること。判定は貴者の想定する導入スケジュールのテスト工程時点での対応状況を回答すること。

【標準オプション機能要件の判定基準】

A：提案するパッケージで実装する。

B：代替案で対応可能。

※この機能要件を実現可能とする具体的な方策を「代替案」欄に記入すること。

※この機能要件の実現を不用とする場合は、具体的な理由を「備考」欄に記入すること。

C：対応不可。

その他、コメント事項等があれば「備考」欄へ追記すること。

5 費用積算表記入方法

費用積算表は、次の区分ごとに費用を積算して記入する。なお、それぞれの積算費用について、契約上限価格又は提案上限価格を超過する金額提示は失格とする。

b、cについては、令和8年3月から60か月分の期間で年度ごと（リース料率を1.8%と仮定）の積算金額を記載すること。

(1) a 医科用電子カルテシステム再構築等業務

(ア) プロジェクト管理業務

プロジェクト管理に係る費用

(イ) システム開発業務

システム開発に係る費用

(ウ) 導入・調整及びテスト業務

システム稼働に必要な環境設定及びテストに係る費用

(エ) 稼働支援業務

研修業務・稼働支援に係る費用

(オ) 機器等導入・機器導入支援業務

ハード、ソフトの導入及び導入支援作業に係る費用

(カ) 開発・運用ドキュメント作成業務

本システムの稼働及び運用にあたり、ドキュメント類の作成に係る費用

(キ) データ移行業務

データ移行に係る費用

- (ク) その他
 - (ア) から (キ) の費用に区分できない費用

- (2) b 医科用電子カルテシステムの利用に必要な機器、関連ソフトウェア及びライセンス等の賃貸借業務 (60 か月分)
 - (ア) サーバー
 - サーバーに係る賃借費用
 - (イ) クライアント (デスクトップ型)
 - デスクトップ型クライアントに係る賃借費用
 - (ウ) クライアント (ノート型)
 - ノート型クライアントに係る賃借費用
 - (エ) A4 モノクロレーザープリンタ
 - A4 モノクロレーザープリンタに係る賃借費用
 - (オ) A3 モノクロレーザープリンタ
 - A3 モノクロレーザープリンタに係る賃借費用
 - (カ) スキャナ
 - スキャナに係る賃借費用
 - (キ) ソフトウェア
 - 各端末に必要なソフトウェアに係る賃借費用
 - (ク) その他
 - (ア) から (キ) の費用に区分できない費用

- (3) c 電子カルテシステム運用保守業務 (60 か月分)
 - (ア) 保守費用
 - 保守に係る費用
 - (イ) 診療報酬改定
 - 診療報酬改定に係る費用
 - (ウ) その他
 - (ア)、(イ) の費用に区分できない費用

- (4) 留意事項
 - (ア) 「その他」に記載する場合は、「備考」欄にその内容を記載すること。
 - (イ) 行が足りない場合は、適宜追加すること。